

DGR 第 51 版 2010 年 1 月 1 日 発効

ADDENDUM 内容訂正 2010 年 3 月 31 日 掲示

IATA 危険物規則書を使用される方は 2010 年 1 月 1 日から有効となった第 51 版の内容に下記のとおり追加の訂正・変更があるので留意して下さい。可能なかぎり、変更点や改訂点は網掛けをしたり、二重取り消し線を入れたり、アンダーラインをして、目立つようにしてあります。

政府例外規定 (Section 2.9.2) の新設もしくは変更点

新設 LUG (Luxembourg ルクセンブルグ)  
LUG-01 (省略 – 詳細は英語側の Addendum を参照して下さい)

航空会社例外規定 (Section 2.9.4) の新設もしくは変更点

IJ (Great Wall Airlines) の変更点  
IJ-01 (省略 – 詳細は英語側の Addendum を参照して下さい)

新設 IT (Kingfisher Airlines)  
IT-01 から IT-13 まで (省略 – 詳細は英語側の Addendum を参照して下さい)

日本貨物航空 KZ (Nippon Cargo Airlines) の変更点  
KZ-06 を全文削除し空欄 “Not used” とする。

【訳者注: この例外規定は他社からの継ぎ越し貨物の場合、危険物申告書は必ず原本 2 部必要とし、コピーは不可としていた全文を削除しました】

MN (Comair ~~Pty~~ Limited) の運航者例外規定の新設  
MN-04 (省略 – 詳細は英語側の Addendum を参照して下さい)

第 2 章 (Section 2)

Pg. 12 – 2.3.2 を次のとおり改訂する。

2.3.2 運航者の許可を得て、預託手荷物として許されるもの  
2.3.2.1 から ~~2.3.2.4~~ 2.3.2.5 に記載されている危険物は運航者 (複数) の許可があれば、預託手荷物としてのみ航空機搭載が許される。

Pg. 12 – 2.3.2.2 および 2.3.2.3 を下記のように改定する。

2.3.2.2 防漏型バッテリーのついた車椅子/歩行補助装置

身体障害、病気、高齢、もしくは短期の歩行障害（例えば、足の骨折）をもつ乗客が使用するバッテリー作動の車椅子もしくは~~バッテリー作動の他の同様な歩行補助装置~~で、防漏型のバッテリーが装備されているもので、~~（包装基準 806 および特別規定 A67 参照）特別規定 A67 を満たすか、もしくは包装基準 806 に規定されている振動および圧力差のテストに合格しているもので、~~例えば、バッテリー・ケースに収納してあるとかで、バッテリーの端末が短絡しないようになっていて、かつ、バッテリーが車椅子もしくは歩行補助装置にしっかりと固定されているもの（9.3.15.4 および図 9.3.G 参照）。運航者（複数）は車椅子もしくは他のバッテリー作動の歩行補助装置が誤作動しないよう防止策が施されて搬送されていること、または、手荷物、郵便物、社用品、もしくは貨物の荷動きによって、車椅子や歩行補助装置が損傷を受けないように保護されていることを確認しなければならない。乗客は個々の運航者と事前の手配を行うように提言する。

### 2.3.2.3 非防漏型バッテリーのついた車椅子/歩行補助装置

2.3.2.3.1 身体障害、病気、高齢、もしくは短期の歩行障害（例えば、足の骨折）をもつ乗客が使用するバッテリー作動の車椅子もしくは~~バッテリー作動の他の同様な歩行補助装置~~で、非防漏型のバッテリーが装備されているもので、車椅子もしくは歩行補助装置が常に直立の状態を搭載、積み込み、固縛ならびに取り卸しが出来、~~バッテリーが取り外され、バッテリーの端末が短絡しないように、~~例えば、バッテリー・ケースに収納して保護されているとかで、かつ、かつ、バッテリーが車椅子もしくは歩行補助装置にしっかりと固定されているもの。運航者（複数）は車椅子もしくは他のバッテリー作動の歩行補助装置が誤作動しないよう防止策が施されて搬送されていること、または、手荷物、郵便物、社用品、もしくは貨物の荷動きによって、車椅子や歩行補助装置が損傷を受けないように保護されていることを確認しなければならない。もし、車椅子もしくは歩行補助装置が常に直立の状態を搭載、積み込み、固縛ならびに取り卸しが出来ない場合は、バッテリーは車椅子もしくは歩行補助装置から取外し、車椅子もしくは歩行補助装置は規制を受けずに預託手荷物として搬送する事が可能である。取り外したバッテリーは丈夫で、堅い容器に下記に従って搬送されなければならない。

- (a) 容器は防漏型でなければならない。バッテリー液に対して反応しないもので、転倒しないようスキッドなどに固縛、保護し、もしくは、（貨物もしくは手荷物で動きを止めるような方法で無く）貨物室の床面に固縛ストラップ、ブラケット、もしくはホルダーなど適応する固縛方法を用いてしっかりと固縛しなければならない。
- (b) バッテリーはショートしないように保護され、容器の中で垂直に維持され、すべての液状の内容物を吸収するに足りる適合する吸収材で囲まれていなければならない。
- (c) これら容器には“BATTERY, WET, WITH WHEELCHAIR”もしくは“BATTERY, WET, WITH MOBILITY AID”のマーキングがなされ、“Corrosive”の危険性ラベル（図 7.3.V 参照）と“天地無用ラベル”（図 7.4.E および 7.4.F 参照）が貼付されていなければならない。

2.3.2.3.2 バッテリーを装着したままの車椅子もしくは歩行補助装置の搭載位置もしくは容器に収納されたバッテリーの搭載位置を機長に知らせなければならない。乗客は個々の運航者と事前の手配を行うように提言する。また、非防漏型のバッテリーの場合は可能な限り、漏洩防止のキャップを施すことを提言する（9.3.15.4 および図 9.3.H 参照）。

Pg. 12 – 新しい 2.3.2.4 を加える。

### 2.3.2.4 リチウムバッテリーのついた車椅子/歩行補助装置

2.3.2.4.1 身体障害、病気、高齢、もしくは短期の歩行障害（例えば、足の骨折）をもつ乗客が使用するリチウム・イオン・バッテリーで作動する車椅子もしくは他の同様な歩行補助装置は下記の条件を満たさなければならない。

- (a) バッテリーは国連の UN Manual of Tests and Criteria, Part III, section 38.3 の要件に合致するタイプのものでなければならない。
- (b) バッテリー端末はショートしないように、例えば、バッテリー・ケースに収納するとかして、保護されていなければならない。また、バッテリーは車椅子もしくは歩行補助装置にシッカリと装着されていなければならない。
- (c) 運航者（複数）はかかる歩行補助装置が誤作動しないよう防止策が施されて搬送されて
- (d) いること、または、手荷物、郵便物、社用品、もしくは貨物の荷動きによって損傷を受けないように保護されていることを確認しなければならない。
- (e) 歩行補助装置の搭載位置を機長にしらせなければならない。

乗客は個々の運航者と事前の手配を行うように提言する。

**Pg. 12** – 現在の 2.3.2.4 を **2.3.2.5** とパラグラフ番号を順送りする。

**Pg. 14** – 表 **2.3.A** を次のとおり修正する。

NO	YES	NO	YES	NO	Wheelchairs or other battery-powered mobility devices with non-spillable batteries (see which comply with Packing Instruction 806 and Special Provision A67), provided the battery terminals are insulated to prevent accidental short circuits, e.g. by being enclosed within a battery container, and the battery is securely attached to the wheelchair or mobility aid. Operators must ensure that wheelchairs or other battery-powered mobility aids are carried in such a manner so as to prevent unintentional operation and that the wheelchair/mobility aid is protected from being damaged by the movement of baggage, mail, stores or cargo.
NO	YES	NO	YES	YES	Wheelchairs or other battery-powered mobility devices with spillable batteries or with lithium-ion batteries. (See 2.3.2.3 and 2.3.2.4 for details.)

#### Section 4

**Pg. 127/128** – 表 **4.1.A** の Division 4.1 General entries の個所に印刷ミスがあります。下記のとおり訂正して下さい。

Class or Division	Subsidiary Risk	UN or ID No.	Proper Shipping Names (Note: The ★ is not part of the proper shipping name)
General entries 4.1	8	3180	Flammable solid, corrosive, inorganic, n.o.s.★
	8	2925	Flammable solid, corrosive, organic, n.o.s.★
		3178	Flammable solid, inorganic, n.o.s.★
		1325	Flammable solid, organic, n.o.s.★
		3176	Flammable solid, organic, molten, n.o.s.★
	5.1	3097	Flammable solid, oxidizing, n.o.s.★
	6.1	3179	Flammable solid, toxic, inorganic, n.o.s.★
	6.1	2926	Flammable solid, toxic, organic, n.o.s.★
		3181	Metal salts of organic compounds, flammable, n.o.s.★
		3175	Solids containing flammable liquid, n.o.s.★

**Pg. 211** – UN 3468 の正式輸送品目名を **Hydrogen in a metal hydride storage system** に訂正

Pg. 225 – UN 1230 Methanol の ERG コードを 3L に訂正

Pg. 240 – UN 3356 の個所を下記のとおり、L 欄の Max 量を 25 kg G から 25 kg に修正

UN/ ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Risk)	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.7	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pk g	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
3356	Oxygen generator, chemical † (including when contained in associated equipment e.g. passenger service units (PSUs), protective breathing equipment (PBE), etc.	5.1	Oxidizer	II	E0	Forbidden		Forbidden		523	<del>25 kg G</del> 25 kg	A1 A111 A118 A144	5L

表 4.2 の下記のエントリーを修正

Pg. 164

tert-Butyl peroxyacetate, > 52% and < 77%, when with >23% diluent Type B

Pg. 173

3-Chloroperoxybenzoic acid, > 57% and < 86%, when with ≥ 14% inert solid

Pg. 183

Diacetone alcohol peroxides, > 57% in solution with > 9% hydrogen peroxide, < 26% diacetone alcohol and < 9% water; total active oxygen content > 10% by weight

Pg. 184

Dibenzoyl peroxide, > 77% and < 94%, when with ≥6% water

Pg. 202

Formaldehyde solution with ≥ 10% but < 25% formaldehyde, see **Aviation regulated liquid, n.o.s.\* †**  
(UN 3334)

UN 3412 **Formic acid**

with ≥ 5% but < 10% acid by weight

Pg. 232

UN 2031 **Nitric acid**

other than red fuming, with > 20% but < 65% nitric acid

Pg. 237

UN 0266 **Octol**

dry or wetted with < 15% water, by weight

UN 0266 **Octolite**

dry or wetted with < 15% water, by weight

Pg. 247

UN 0154 **Picric acid**

dry or wetted with < 30% water, by weight

Pg. 252

UN 1848 **Propionic acid**  
with  $\geq 10\%$  but  $\leq 90\%$  acid by weight

Pg. 271

UN 0209 **TNT**  
dry or wetted with  $\leq 30\%$  water, by weight

Pg. 276

UN 0214 **Trinitrobenzene**  
dry or wetted with  $\leq 30\%$  water, by weight

UN 0215 **Trinitrobenzoic acid**  
dry or wetted with  $\leq 30\%$  water, by weight

UN 0154 **Trinitrophenol**  
dry or wetted with  $\leq 30\%$  water, by weight

Pg. 277

UN 0209 **Trinitrotoluene**  
dry or wetted with  $\leq 30\%$  water, by weight

Pg. 278

UN 3370 **Urea nitrate**  
with  $> 10\%$  but  $\leq 20\%$  water, by weight

## Section 5

包装基準 **523** の運航者例外規定に **FX-13** を追記

## Section 9

### 9.3.15 預託手荷物としての車椅子もしくは他の歩行補助装置の搭載について

9.3.15.1 車椅子もしくは他のバッテリー作動の歩行補助装置で非防漏型のバッテリーが装着されているものを運航者の許可を得て、預託手荷物として搭載する時には、下記の手続きに従わなければならない。

- (a) もし車椅子もしくは歩行補助装置が常に直立の状態を搭載、積み込み、固縛、ならびに取り卸しが出来るのであれば、~~バッテリーを取り外し~~、バッテリーの末端が短絡しないように、例えば、バッテリー・ケースに収納して保護し、かつ、バッテリーが車椅子もしくは歩行補助装置にしっかりと固定されていればよい。
- (b) もし、車椅子もしくは歩行補助装置が常に直立の状態を搭載、積み込み、固縛ならびに取り卸しが出来ない場合は、バッテリーは車椅子もしくは歩行補助装置から取外し、車椅子もしくは歩行補助装置は規制を受けずに預託手荷物として搬送する事が可能である。取り外したバッテリーは丈夫で、堅い容器に下記に従って搬送されなければならない。
- 容器は防漏型でなければならない。バッテリー液に対して反応しないもので、転倒しないようスキッドなどに固縛、保護し、もしくは、(貨物もしくは手荷物で動きを止めるような方法で無く) 貨物室の床面に固縛ストラップ、ブラケット、もしくはホルダーなど適応する固縛方法を用いてしっかりと固縛しなければならない。
  - バッテリーはショートしないように保護され、容器の中で垂直に維持され、すべての液状の内容物を吸収するに足る適合する吸収材で囲まれていなければならない。
  - これら容器には“BATTERY, WET, WITH WHEELCHAIR”もしくは“BATTERY, WET, WITH MOBILITY AID”のマーキングがなされ、“Corrosive”の危険性ラベル(図 7.3.V 参照)と“天地無用ラベル”(図 7.4.E および 7.4.F 参照)が貼付されていなければならない。

9.3.15.2 バッテリーを装着したままの車椅子もしくは歩行補助装置の搭載位置もしくは容

器に収納されたバッテリーの搭載位置を機長に知らせなければならない。乗客は個々の運航者と事前の手配を行うように提言する。また、非防漏型のバッテリーの場合は可能な限り、漏洩防止のキャップを施すことを提言する（9.3.15.4 および図 9.3.H 参照）。

**9.3.15.3** 防漏型バッテリーを装着した車椅子や他の歩行補助装置で、運航者の許可を得て、預託手荷物として搬送する場合は、例えば、バッテリー・ケースに収納するなりして、バッテリー端末がショートしないように絶縁して保護し、バッテリーをしっかりと車椅子もしくは歩行補助装置に固定しなければならない。

**9.3.15.4** 身体障害、病気、高齢、もしくは短期の歩行障害（例えば、足の骨折）をもつ乗客が使用するリチウム・イオン・バッテリーで作動する車椅子もしくは他の同様な歩行補助装置は下記の条件を満たさなければならない。

- (a) バッテリーは国連の UN Manual of Tests and Criteria, Part III, section 38.3 の要件に合致するタイプのものでなければならない。
- (b) バッテリー端末はショートしないように、例えば、バッテリー・ケースに収納するとかして、保護されていないなければならない。また、バッテリーは車椅子もしくは歩行補助装置にしっかりと装着されていないなければならない。
- (c) 運航者（複数）はかかる歩行補助装置が誤作動しないよう防止策が施されて搬送されていること、または、手荷物、郵便物、社用品、もしくは貨物の荷動きによって損傷を受けないように保護されていることを確認しなければならない。
- (d) 歩行補助装置の搭載位置を機長にしらせなければならない。

乗客は個々の運航者と事前の手配を行うように提言する。

**9.3.15.5** 運航者（複数）は車椅子もしくは他のバッテリー作動の歩行補助装置が誤作動しないよう防止策が施されて搬送されていること、または、手荷物、郵便物、社用品、もしくは貨物の荷動きによって、車椅子や歩行補助装置が損傷を受けないように保護されていることを確認しなければならない。

**9.3.15.4 9.3.15.6** バッテリーが装着されている車椅子もしくは歩行補助装置の取り扱いを補佐するために、図 9.3.H に車椅子からバッテリーが取り外されているか、取り外されていないか、容易に分かるラベルを考案してある。ラベルは2つの部分からなっていて、Part A は車椅子に貼付し、車椅子からバッテリーが取り外されていても、装着されていても Part A を使用する。バッテリーが取り外されている場合はラベルの Part B をバッテリーの容器に貼付し、バッテリーが取り外されていることを示す。このラベルは車椅子とそのバッテリーを合体させる時にも役立つ。

**図 9.3.H** バッテリー作動車椅子および歩行補助装置用のラベル（9.3.15.4 9.3.15.6）

**Appendix D.1** 若干の変更があります。英文を参照して下さい。

**Appendix E.2** 若干の変更があります。英文を参照して下さい。

**Appendix F.3** 若干の変更があります。英文を参照して下さい。

**Appendix F.4** 若干の変更があります。英文を参照して下さい。

以 上